

持続可能な権利擁護 支援モデル事業のとりくみ

高知県黒潮町健康福祉課

令和5年2月

【黒潮町の概要】

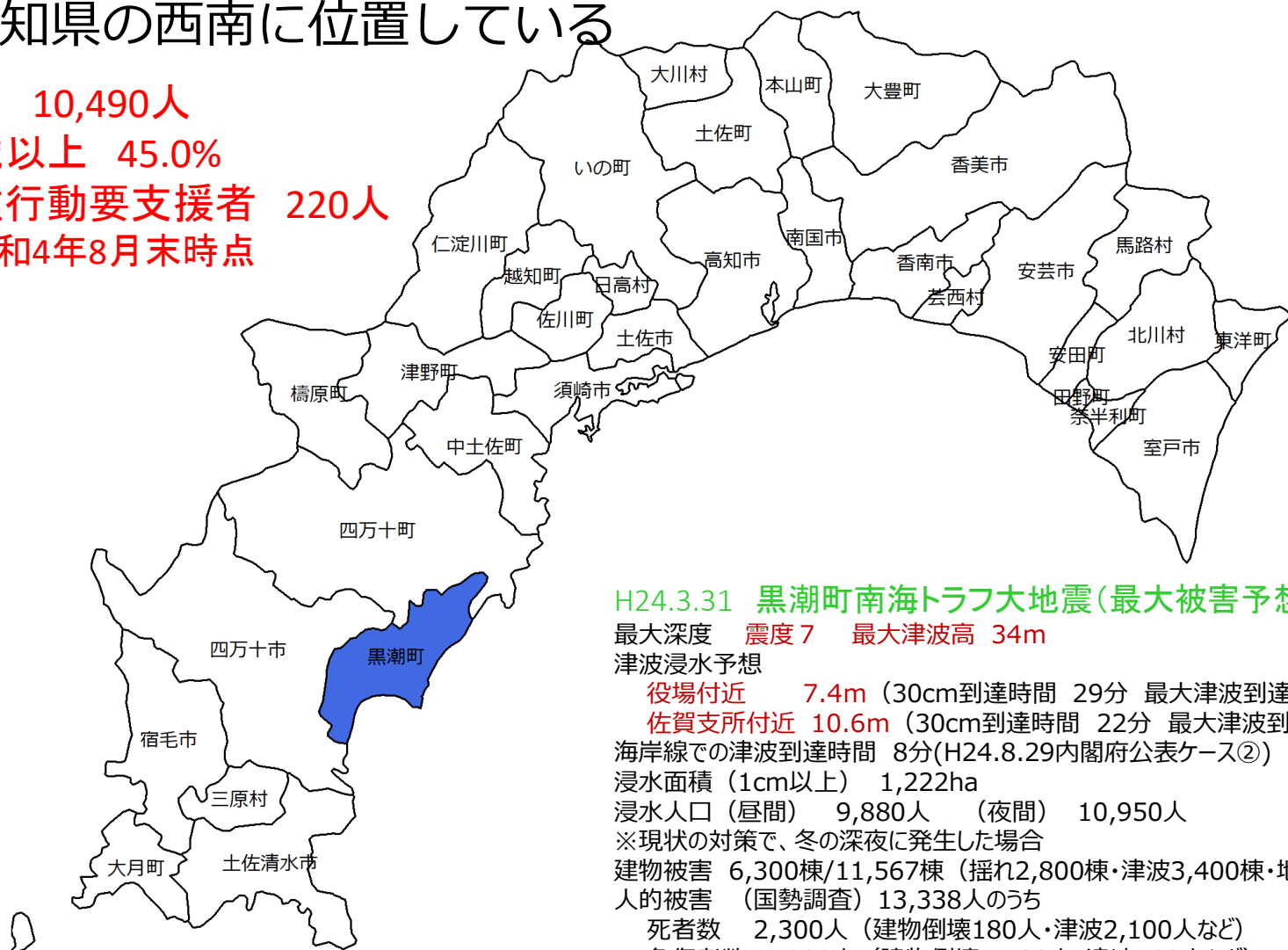
⇒高知県の西南に位置している

人口 10,490人

65歳以上 45.0%

避難行動要支援者 220人

※令和4年8月末時点



H24.3.31 黒潮町南海トラフ大地震(最大被害予想値:最大値を列举)

最大深度 震度7 最大津波高 34m

津波浸水予想

役場付近 7.4m (30cm到達時間 29分 最大津波到達時間 125分)

佐賀支所付近 10.6m (30cm到達時間 22分 最大津波到達時間 35分)

海岸線での津波到達時間 8分(H24.8.29内閣府公表ケース②)

浸水面積(1cm以上) 1,222ha

浸水人口(昼間) 9,880人 (夜間) 10,950人

※現状の対策で、冬の深夜に発生した場合

建物被害 6,300棟/11,567棟(揺れ2,800棟・津波3,400棟・地震火災110棟など)

人的被害 (国勢調査) 13,338人のうち

死者数 2,300人(建物倒壊180人・津波2,100人など)

負傷者数 1,200人(建物倒壊1,100人・津波100人など)

負傷者のうち重傷者 640人(建物崩壊600人・津波40人)



NPO砂浜美術館提供



モデル事業に手を上げた理由

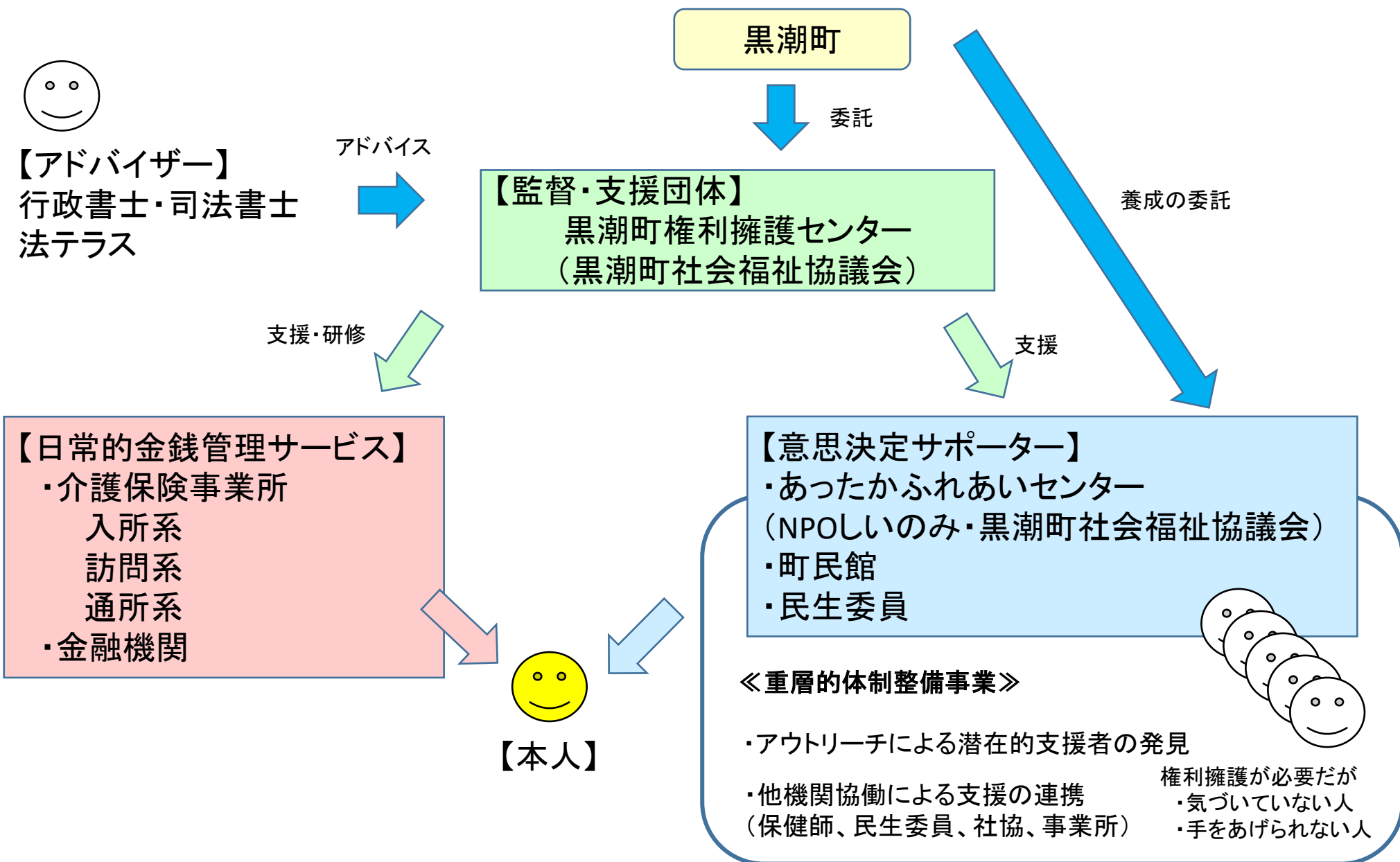
- ・日自や緊急事務管理ほどではない状況での金銭管理サービスの設定による権利擁護の受け皿を広げる
- ・サービスに乗っかっていない金銭管理の実情の解消
- ・将来的に成年後見へ移行するまでのつなぎ
- ・社会福祉協議会の金銭管理事務負担軽減

現状、この枠組みが必要かと言えば緊急的に必要ではない。しかし、今後10年、20年先を見据えると、様々な権利擁護の「カタチ」を用意しておかなければならないという危機感がある。

少子高齢化の海辺の小さな町では、子どもの多くは成人して県外へ出て行ってしまう。誰がささえるのか？行政ではなく、地域が支える仕組みが必要。

モデル事業をとおして、地域で支える権利擁護事業をつくっていきたい。

〈スキーム全体〉 既存の枠組みを生かした権利擁護の持続可能な発展



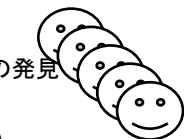
〈意思決定サポーター〉

【意思決定サポーター】

あったかふれあいセンター
(NPOしのみ・黒潮町社会福祉協議会)

《重層的体制整備事業》

- ・アウトリーチによる潜在的支援者の発見
- ・他機関協働による支援の連携
(保健師、民生委員、社協、事業所)



権利擁護が必要だが
・気づいていない人
・手をあげられない人

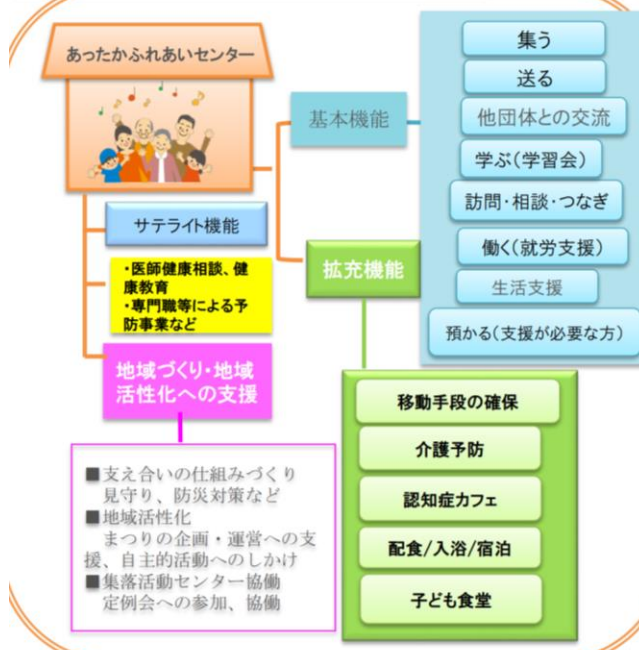
高知県独自の地域福祉拠点である「あったかふれあいセンター」を活用。重層的体制支援整備事業の委託先にもなっている。

黒潮町は特に力を入れており、町内6拠点でほぼ町内全域をカバーしている。

黒潮町あったかふれあいセンター事業 ～誰もが住み慣れた地域で安心して健康に暮らすことができるまちづくり～

黒潮町では、住民が主体となりNPOや社会福祉協議会、行政、関係機関で地域福祉に関する「13の地域(生活)課題」をまとめ、「お互いさまの心で彩る笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とする黒潮町地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を推進しています。あったかふれあいセンターは、その機能を活用し、住民の在宅生活を支えるとともに、地域の交流拠点として、また、一人ひとりの健康維持・介護予防といった自己啓発の場としても活用されています。笑顔あふれるまちづくりを進めています。

■黒潮町あったかふれあいセンターの機能■



あったかふれあいセンターこぶし

月・火・水・木・金
場所：旧拳ノ川保育所(集落活動センター内)
黒潮町拳ノ川146-1
電話：55-7350 mail: shienhouse@iwkne.jp
委託先：黒潮町社会福祉協議会
利用料 昼食代(実費負担)

あったかふれあいセンター北郷

毎週火曜・木曜※月・水・金はデマンドバス運行
場所：旧北郷小学校1階
黒潮町加持川1850番地
電話：43-1595 Mail：無
委託先：NPO法人しのみ 利用料 有

あったかふれあいセンターさか

月曜～金曜
場所：旧佐賀保育所
黒潮町920
電話：31-4807
Mail: attakasaga@iwkne.jp
委託先：黒潮町社会福祉協議会

あったかふれあいセンター白田川

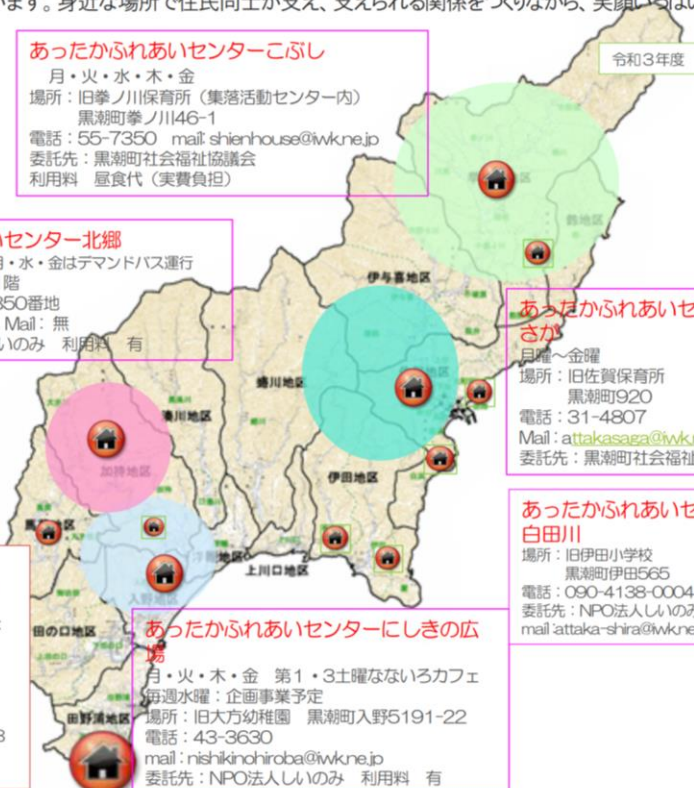
場所：旧伊田小学校
黒潮町伊田565
電話：090-4138-0004
委託先：NPO法人しのみ
mail: attaka-shira@iwkne.jp

あったかふれあいセンター「みうら」

月曜(サテライトかきせ)
火曜(午前：体操、午後：サテライト田野浦)
金曜(集い)
場所：出口集会所
黒潮町出口272-2
実施：NPO法人しのみ
(Ia) 080-2998-0003
Mail: miura@iwkne.jp
利用料：有

あったかふれあいセンターにしきの広

月・火・水・木・金 第1・3土曜ないろいろなカフェ
毎週水曜：企画事業予定
場所：旧大方幼稚園 黒潮町入野5191-22
電話：43-3630
mail: nishikinohiroba@iwkne.jp
委託先：NPO法人しのみ 利用料 有





■学校との連携

拳ノ川地域には、放課後子ども教室がありません。夏休み前、保護者からの相談を受け教育委員会や学校と調整。子どもの居場所として、また送迎などを実施。利用者10人



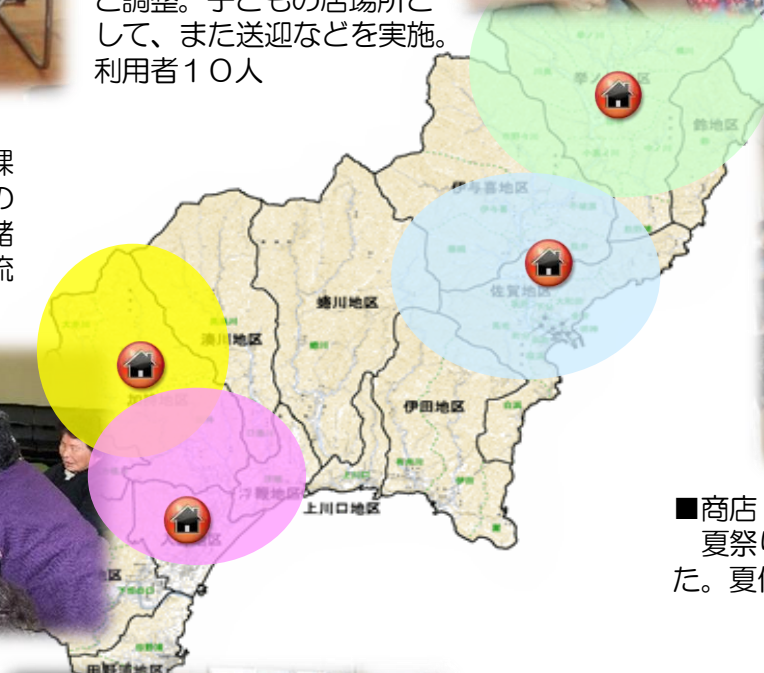
■かきせ放課後子ども教室（夏休み）

NPO法人はらからが実施する放課後子ども教室と交流。ゲームや地元のボランティアさんの手作り昼食と一緒に。お互いのことを考えながら、交流ができています。



■地元商店との連携

地域の商店に依頼し、拠点やサテライトに品物を届けてもらっています。夕飯のお惣菜や翌日の朝食、果物など、あっという間に完売します。



■子育て～食育～
簡単に自分で作ることができる朝食を提案。朝ごはんの大切さを学ぶ機会として実施
参加者18名



■商店・地域との連携

夏祭りを企画、住民と一緒に運営。大宴会となりました。夏休み、大人も6mのそうめん流しが大盛況

■ボランティア団体との連携

家の中がいっぱい・・・訪問を継続すると、妻は認知症の疑い。夫は介護が必要な状況。まだ認定は受けていない。ボランティアに声かけ、草刈、外のゴミ出し、トイレの汲み取り、通院支援。みんなで一つ一つ片付け、整理していくと、気持ちも穏やかに。安定した生活が送れています。その後も、あったかの訪問は継続され、必要な支援につながっています。

□ 介護保険事業所へのヒアリング結果(一部)

①訪問介護事業所A

- ・利用者72人のうち金銭管理補助をしている利用者は8名。成年後見1名、日常生活自立支援事業1名、**制度外6名**。
- ・金銭管理補助をしている理由としては、認知症等で本人自身の金銭管理が困難(別居家族が支援している)なことによる「支援者の負担軽減」と「円滑な利用料の支払い」。
- ・預かり金は3,000円～50,000円。事業所の金庫に保管し、利用料や買い物代金など。

②特別養護老人ホームB

- ・事務処理が多くなるので職員の負担が大きい。通帳を預かることで困っているわけではないが、できればあずかりたくはない。ただ、**新しい制度に乗りかえるのは家族の負担になる**ので、今のままでも大丈夫。**昔からやってきたことなので、金銭管理は当たり前のことと思っている**。
- ・対象者:家族管理では医療機関への支払いが遅れて困った方(医療機関から苦情が来た。)家族の了解あり。(高齢で請求の度に振り込みに行けない。)
- ・管理内容 通帳を預かり、病院・歯科・薬局などの支払いや利用料の引き落とし。
- ・金額:利用料5万～9万円 + 医療機関の支払可能額。毎月の引き落としができる位の残高が確保できるよう入金してもらっている。(年金月) **家族に毎月通帳残高と利用料の明細等を送っている**。
- ・**金融機関のしほりあり。H信用金庫のみ**(ない場合は口座を作ってもらっている。)

③居宅介護事業所C

- ・対象者なし。以前はいたが社協につないだ。そういうことがあれば社協か行政に相談。

④特別養護老人ホームD

- ・家族に頼まれた等で通帳預かりをしている人が2~3人。(1人1冊)
- ・小口現金(15,000円まで)の預かりは全員。
- ・管理内容:通帳預かりは、利用料。通帳があれば口座引落ができる。(他は振込か現金での支払い) 現金は、買物や通院の支払い。出納帳をつけている(レシート・領収書あり)
- ・金融機関は、基本H信用金庫。他も可能だが、できればH信用金庫とお願いしている。

⑤デイサービスE

- ・対象者なし。※利用料の支払で家族の協力が得られにくい方もいる。支払が滞ると高額になるため、**現在の社協の金銭管理よりも簡易に利用できる制度があるとよい。**

⑥グループホームF

- ・対象者なし
- ・小口現金の預かりは全員。買物や通院、オムツ代などの支払い。毎月、出納帳と領収を家族や後見人・社協に送る。
- ・金額:1万円~10万円。上限は決めてない。だいたい1万円ずつだが、薬代が高い方は2~3万円。1人家族の要望で10万円預かり。通帳は預かってないので、金融機関とのやりとりはない。
※後見人には相談しにくいので、社協のようにすぐに相談できるような制度があるとよい。
(家族や後見人にオムツ開始等の連絡はしている。どれだけ余っているとかが言いにくい。)

□ モデルケースとして扱ってみるか案件

Aさん 64歳 町営住宅在住

概況

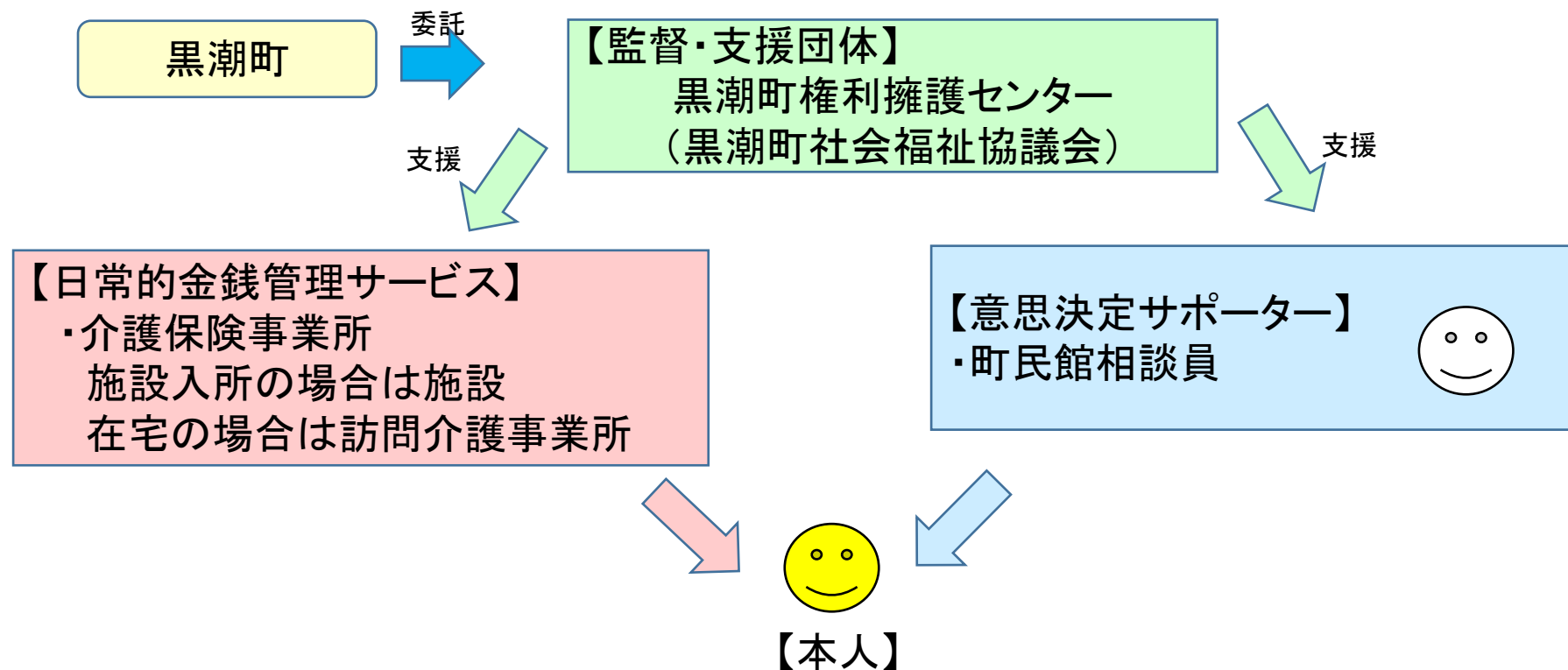
- ・父と母は幼少期に離別し、母に育てられる。9年前に母死亡後は独居。
- ・母が世帯主の時から生活保護受給。
- ・全国の患者数140-180名程度の難病を幼少期に発症。当時は小学生まで生きられるかどうかと言われていた。
- ・中学校中退。
- ・身寄りは大阪にいる母方のおじさんのみ(80代)。帰省した際に時々様子を見てくれている。
- ・地元の病院で難病による諸所の病気や体調不良に対して対処療法的に薬をもらっている。大きな病院の受診は拒否。
- ・こだわりが強い一方、関係性ができるといろいろと話をしてくれる。母存命中に母が特養に入所していたときには、毎日お見舞いに行っていたという母思いの一面もある。
- ・町民館の相談員が定期的に訪問している。

課題の表面化

・8/28 体調が悪いと本人からおじさんにTELあり。おじさんから町民館へ相談。町民館相談員が訪問。足がパンパンに腫れており、食べても吐いてしまうとのこと。経口補水液やゼリーを買って、病院受診へ(説得に1-2時間)。

緊急入院となり、体調の回復、今後のケアの方向が定まるまで入院。療養型の施設か在宅かが今後決まる。現状、歩行が不安定で退院後移動できるかどうかは不明。介護認定の方向にはなると予想されるが、施設入所となった際の金銭管理や住宅の引き払いなどの手続きが必要。遠方にある大阪のおじさんが対応できるかは不明。在宅を希望する場合も訪問看護・介護などは必須。

本人の意思決定能力あり。



☆社会福祉協議会とともに制度設計に入る。

- ・金銭管理サービスの際の立会、定期監査、利用料金など
- ・意思決定サポーターのできる範囲としてほしい範囲の落としどころ
預貯金の引き出しの立会、契約、入院・入所手続きの支援どこまで可能か
- ・意思決定サポーター報酬金額
- ・金銭管理サービス事業所報酬金額
- ・自己負担額(応能・応益)
- ・契約方法 三者？
- ・意思決定サポーター研修方法

改めて事業目的

現状、この枠組みが必要かと言えば緊急的に必要ではない。しかし、今後10年、20年先を見据えると、様々な権利擁護の「カタチ」を用意しておかなければならないという危機感がある。

少子高齢化の海辺の小さな町では、子どもの多くは成人して県外へ出て行ってしまう。誰がささえるのか？行政ではなく、地域が支える仕組みが必要。

モデル事業をとおして、地域で支える権利擁護事業をつくっていきたい。

検討することは山積

- ・金銭管理サービスの際の立会、定期監査、利用料金など
- ・意思決定サポーターのできる範囲としてほしい範囲の落としどころ
 - 預貯金の引き出しの立会、契約、入院・入所手続きの支援どこまで可能か
- ・意思決定サポーター報酬金額
- ・意思決定サポーター研修方法
- ・金銭管理サービス事業所報酬金額
- ・契約方法 三者？
- ・自己負担額(応能・応益)

このモデル事業を機会に町の権利擁護について「向き合う」機会ができている。

- ・検討会の開催 あったかふれあいセンター、民生委員協議会、社会福祉協議会
介護サービス連絡協議会、司法関係者、行政